

「第2期大阪市スポーツ振興計画施策にかかる有識者会議」開催要綱

(目的)

第1条 市長は、「第2期大阪市スポーツ振興計画」の施策の検討、実施状況及び事業評価について、外部有識者から専門的見地による意見等を聴取するため、第2期大阪市スポーツ振興計画施策にかかる有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 施策・事業の実施に関する事
- (2) 施策・事業の効果検証、評価に関する事
- (3) 施策・事業の見直し、検討に関する事
- (4) その他第2期大阪市スポーツ振興計画に関する事

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第5条 会議は、令和7年9月30日までとする。

(事務局)

第6条 事務局は、経済戦略局スポーツ部スポーツ課が担うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。